

司法試験予備試験 答案練習会 特別講義

『一般教養科目の論文試験対策』

明治大学法学部4年

金 永 志

『一般教養科目の論文試験対策』

金 永 志

2018年度予備試験論文不合格

2019年度予備試験合格

— 成績

2018

憲法 E 行政 C 民法 B 商法 F 民訴 F 刑法 F 刑訴 F 一般教養 E 実務 C

計 199.15 順位 1357

2019

憲法 B 行政 A 民法 B 商法 A 民訴 A 刑法 B 刑訴 D 一般教養 A 実務 A

計 279.01 順位 54

— 勉強法

明大法曹界合格体験記参照

— 不合格から合格まで何をしたか

- ・問題たくさん解く
- ・合格者と何が違うか
- ・勉強計画

— 成績を通して

- ・事実の引用と評価
- ・ページ数、時間配分
- ・行政法と実務、上三
- ・得点調整

— 一般教養（論文試験）について

1. はじめに

- ・一般教養も 50 点
- ・合否を分ける
- ・最小限の対策

2. 形式面

- ・文字制限少しはオーバーしてもよい（10行指定→13行セーフ）
- ・途中で文字の大きさ変えない
- ・時間配分
- ・答案構成大事（下書きする人も）
- ・ナンバリング不要
- ・設問でページ変えない

3. 問題文の読み方

(1) 出題パターン

- ・要約（説明）
- ・問題文に即した自説展開

(2) 問いに答える

- ・答えの肝抑える
- ・答え方の条件指定

(3) 考える視点

- ・比較（共通点・違い）
- ・キーワード、その意義、言い換えを抑える

4. 答案の書き方

(1) 総論

- ・採点表があること意識。問題文から離れない。あなたの意見は聞いていない
- ・三段論法不要
- ・改行、接続詞注意
- ・読み手に伝わるように。論理飛躍注意

(2) 要約（説明）パターン

- ・対比、キーワード意識
- ・抽象的なキーワードを、対比を交えながら具体化する所に点がある
- ・文章全般に触れる（点取りに行く意識）
- ・書き写しはだめ

- ・イメージとしては、背景→キーワード→内容・比較・批判→キーワード→筆者のメイン主張→キーワード。キーワード以外の部分を要約
- ・段落分け

(3) 問題文に即して自説展開パターン

- ・自説聞いていない。あくまで言い換え
- ・具体例わかりやすいもの。凝りすぎない
- ・序論→本論。段落分け

(序論) 私は～と考える。軽い説明、これからの流れを示す。

(本論) なぜなら(主根拠)。たとえばすなわち(主根拠支える副根拠)。これに対して(反論の根拠)。しかし(反論の根拠に対する反論)。したがって(まとめ)。

5. 対策

- ・新書の慣れ(非現実的)
- ・得意な具体例準備(スポーツ、社会問題)
- ・当然後回し。勉強量が成績に比例するとは言い難い
- ・予備校答練は練習に良い。慣れる

6. 2019年度司法試験予備試験再現答案

[一般教養科目]

次の文章は、ハーバード・スペンサー著『政府の適正領域』のうち、「第一の手紙」からの抜粋である。これを読んで、後記の設問に答えなさい。

(省 略)

【設問1】

本文における著者の主張を10行程度でまとめなさい。

【設問2】

本文を著者が記したのは1840年代前半である。当時、イギリスにおいては義務教育も国営鉄道も存在せず、教育や鉄道事業は政府以外の機関・団体によって行われていた。

本文における著者の主張は、今日の社会においてどのように評価しえるか、25行程度で論じなさい。

なお、論述に当たっては、以下のテーマのうち一つを取り上げ、それに対する政府の関与の在り方について、自らの見解を提示すること。

- ① 産業の規制
- ② 教育
- ③ 道路・鉄道の建設

【出典】ハーバート・スペンサー著

森村進編訳『ハーバート・スペンサー コレクション』

(ちくま学芸文庫) (筑摩書房, 2017) (以下「同書」といいます。)

問題文本文は、冒頭で「(前略)」と記載され、同書 P.13 の 1 段落目の 2 行目「現存の諸政府は…」から同書 P.15 の最後「許されるべきではない。」までを抜粋しています。

(出題の趣旨) 設問 1 は、本文から読み取ることのできる著者の主張に関する正確な理解を問うものである。解答に当たっては、政府の成立やその在り方に関する著者の考え方を正確に理解した上で、自分の言葉で的確に論述することが求められる。設問 2 は、上記著者の主張の評価について、各自の見解を問うものである。解答に当たっては、上記主張の根拠や時代的背景等を踏まえた上で、上記主張を今日の社会においてどのように評価し得るのかにつき、自身が選択したテーマを題材に自身の立場を明確に示し、説得的に論述することが求められる。また、本文が記された時代からの社会情勢の変化等を意識しつつ、人々の生活や民間の活動に政府が関与することの肯定的側面及び否定的側面についての的確に分析し、両者を比較検討した上で、具体的かつ説得的な考察をすることが求められる。いずれの設問においても、全体として指定の分量で簡潔に記述する能力も求められる。

再現答案

設問 1

人民と政府との間に存在すべき関係を適切に判断するためには、我々は問題を抽象的に考慮しなければならない。そこで問題を抽象的に考えると、人々がいかなる法律も認めることなしに一緒に生きていけば、弱者は強者に抑圧され、共同体全体の利益も自分個人の利益も、何らかの保護の共通の絆に入ることによって一番よく実現すると結論づけられる。そして一般的な制度に従うことに合意することになり、共同体の要請から自然と政府を持つようになる。ここで言う要請とは、社会の法則が自然な悪が自らを強制するような性質を持ち、社会の中にも自己調整原理が存在すること、外的性質への人為的干渉は強制されるべき悪よりも大きな悪を生み出し、苦しみと混乱以外にほとんど何も生み出さないことから、単に人間の自然権を守るためのものと言える。すなわち、正義の執行だけが、政府の自然な、元来の任務である。

設問 2

著者の政府の任務は正義の執行だけであるという主張は、今日の社会においてどのように評価するか。1840 年代前半のイギリスと違い、今日の日本社会では学習指導要綱や教科書検定、教育委員会等を通して政府の関与のもと義務教育が行われている。著者の主張からは政府の関与を否定すべきであるが、そのように介すると様々な弊害があるため、私は政府の関与がある程度は必要であると考えている。

政府が教育水準、内容の全国一律化という目的のために義務教育に関与することで、教育水準が画一化し多様性が失われる。すると他者の意見に耳を貸さなくなり、第二次世界大戦における反戦論者の弾圧という事態のようなより大きな弊害をもたらす。そのため義務教育において政府の関与は控えるべき様にも思える。もっとも、政府の関与を一切否定すると、政府以外の団体により教育内容が極端のとなり、偏った人格形成がなされる恐れがある。それに義務教育段階にある子どもはその

可塑性及び教育内容を批判する能力が無いことから、高校生、大学生に比べその恐れが大きい。そこで、全国一律の水準、内容を確保する必要が認められる。そしてこれは全国的に影響を及ぼすことが可能な大きな力を持つ政府によってのみ可能である。したがって私は義務教育において政府の関与はある程度必要的と考える。もっとも、政府の過度な干渉により上記のような弊害が生じることは否定出来ないので、政府の関与を規制することが必要不可欠である。

ポイント

設問1

- ・文章全体にまんべんなく触れている
- ・「要請」というキーワード意識
- ・背景→キーワード内容→結論（著者の最も言いたいこと）

設問2

- ・序論→本論の形。段落分け
- ・自身の考え旭川学テ事件の判旨応用

以 上

2020年2月16日

金永志